

鳥取看護大学後援会慶弔金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取看護大学後援会（以下「後援会」という）が、会員に対して贈る慶弔金について、必要な事項を定めるものとする。

(香典)

第2条 学生が死亡したときは、その遺族に対して次のとおり香典を贈る。

香典 10,000円

第3条 学生の父母（父母のいない者はこれに代わる保証人）が死亡したときは、その遺族に対して次のとおり香典を贈る。

香典 3,000円

(その他慶弔金)

第4条 その他後援会が必要と認めたときは、その都度協議の上、相応の慶弔金又は見舞金を贈ることができる。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。